

名主文書で読む村娘の生涯

一 村娘の結婚、離婚、そして遊女屋奉公

史料A 結婚につき人別送り

小林藤之助殿御代官所武州荏原郡

太子堂村百姓豊次郎妹たき

右は拙者弟同苗祐三郎妻に貴請

申候処実正也、右に付、村人別致除帳

被相送申候段、委細致承知、人別へ相加え

申候

紀伊殿家来

安政五年午四月

高梨久兵衛

印

名主

忠左衛門殿

史料B 離婚による人別送り

一札の事

一 貴殿娘たき事、先年

拙者妻に貴請候処、此度

心ひ違の儀御座候に付、離縁

いたし候に付、人別慥に相送り

申候、以上

元治二年丑二月

高梨祐三郎印

兼次郎殿

桐 蔵殿

史料C 遊女屋奉公の契約書

入置申一札之事

一 今般我等妹たき事、横浜港崎町遊女屋徳兵衛方へ

奉公稼に差出度に付、同人人別送り状御差出呉候様申出候処、

右始末方種々御尋被成候処、親兼次郎義一躰病身もの之処、

殊に当節に大病にて罷在候処、困窮にて薬用も不行届、何卒

全快為致度、奉公に差出し、其金子を以薬用致度、勿論遊女屋

印

奉公には候得共、下働奉公にて遊女奉公にては無御座候、依は当人

人別送り、同町其御筋へ御差出可被下候、右に付、以後何様之

印

六ヶ敷義出来候共、加判人并当人にて急度引受埒明、貴殿

方へ少も御苦勞に相懸ヶ申間敷候、為後日一札入置申候処

依而如件

武州荏原郡

太子堂村

慶応元丑年十一月

百姓 豊次郎

印

組頭 利右衛門

印

名主

忠左衛門 殿

村役人中